

休業手当・教育訓練受講賃金の支払いにかかる確認書

1. 休業手当(労働基準法第26条)が、労働基準法第12条に規定されている平均賃金の100分の60以上の手当てが支払われたことを確認します。
2. 休業手当、教育訓練受講賃金が休業協定、教育訓練協定のとおり支払われたことを確認します。

平成 年 月 日

協定をした労働者代表者

氏名

印
